

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進は、市・市民・事業者が協働して取り組みます。計画推進の進管理は、庁内において生活環境課を主体として各課と連携しながら行います。

また、本市や垂水市環境審議会においても本計画の進行状況を管理します。本計画の推進体制を次のとおりとします。

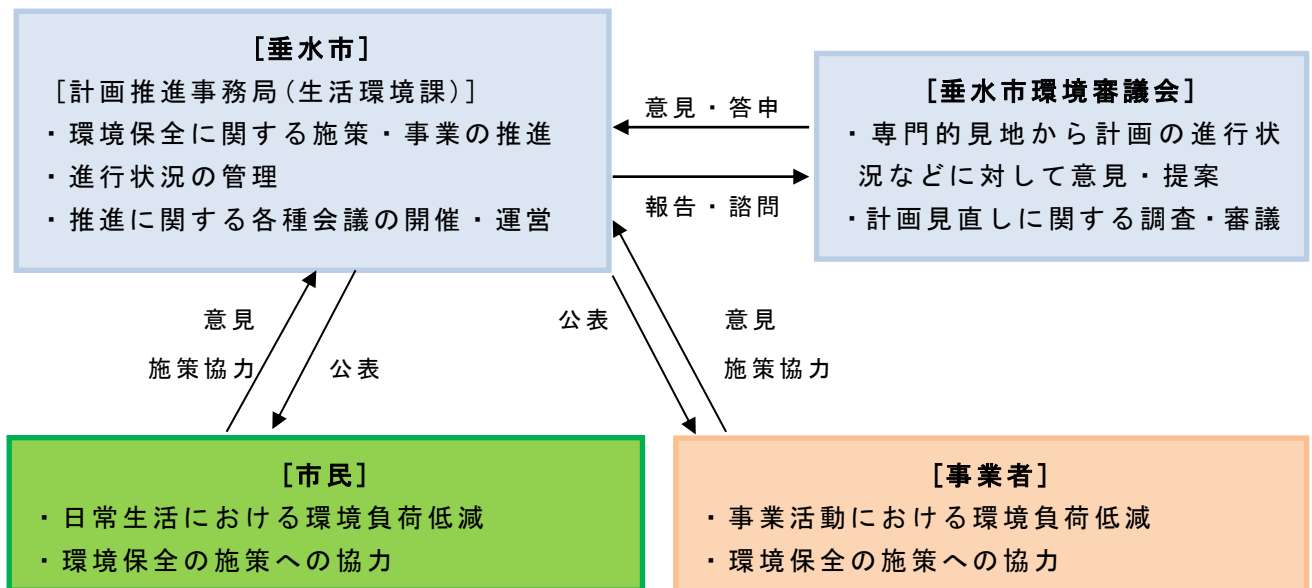


図5-1 垂水市環境基本計画の推進体制

【垂水市環境審議会】

垂水市環境審議会は、市の環境関連施策を検討するための機関です。本計画の中間報告に基づき、進行状況を専門的な観点から点検・評価するとともに、意見や提言を述べます。

【計画推進事務局（生活環境課）】

本計画に基づき、環境保全に関する事業を推進するとともに、計画の進行状況の把握を行います。

また、垂水市環境審議会、垂水市環境基本計画策定委員会の事務局を務めます。

2 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。PDCA方式の手順は次のとおりとします。

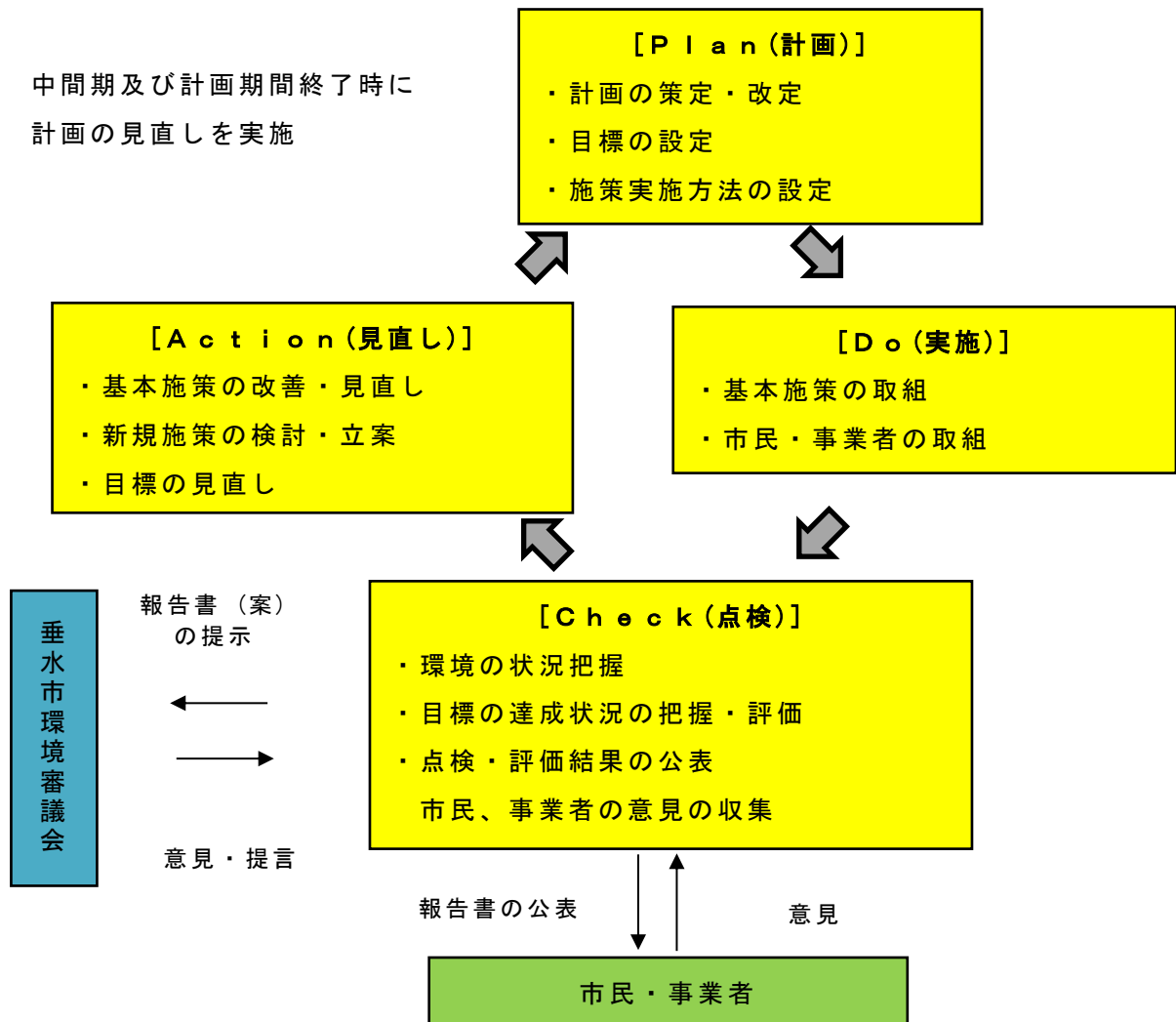


図5-2 PDCA方式の手順

[P l a n (計画)]

本計画の期間は 10 年間とします。ただし、環境の状況や社会情勢の変化等を踏まえて、適切に対応するため中間期（5 年後）に見直しを行います。

[D o (実施)]

本計画に示した基本施策、市民・事業者の取組を実施します。

[C h e c k (点検)]

(1) 計画推進事務局(生活環境課)において、次の項目等について点検し、計画の進捗状況を取りまとめて、垂水市環境基本計画策定委員会に報告します。

- ①環境の状況把握 ②基本施策の数値目標の達成状況

(2) 垂水市環境基本計画策定委員会において上記①②を検討し、評価します。

(3) 垂水市環境基本計画策定委員会において評価した結果を報告書(案)としてとりまとめ、垂水市環境審議会に報告し、意見・提言を受けます。

(4) 垂水市環境審議会の意見・提言を受け、報告書(案)を修正し、報告書として市ホームページ等で公表します。公表後、市民・事業者等からの意見等を収集し、いただいたご意見については、今後の評価や見直しに反映させます。

[A c t i o n (見直し)]

点検・評価結果を踏まえ、必要に応じ基本施策、先導的取組の改善・見直し、新規施策等の検討・立案、目標の見直しを行います。

3 評価・分析

(1) 本計画の施策の確認

本計画の施策の取組状況については、市の各部署において定期的に確認します。その際に、問題点が確認された場合は、垂水市環境基本計画策定委員会において改善するための方策を検討します。

(2) 市民・事業者の取組状況の確認

市民や事業者の取組状況は、アンケート調査や聞き取り調査等を実施することで把握します。

(3) 意見・提言の受付

目標の達成状況や施策の取組状況についての検討結果は、市のホームページや広報紙にて報告します。

また、垂水市環境審議会にも定期的に報告し、意見や提言を求めます。さらに、報告内容に対する市民、事業者からの意見も受け付け、内容を検討した上で施策に反映していきます。